

2. 信用保証料補助制度

R6. 4現在

市町名	保証料補助の対象制度名 (保証料補助制度名)	保証料補助の対象者	補助する保証料率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
津市	三重県小規模事業資金及び小規模借換資金 (津市小規模事業資金融資等に係る補給金)	本市の区域内に主たる事業所又は営業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、市税を完納している者	保証協会所定料率 (100%)	全保証期間	融資実行後、借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (津市創業資金融資に係る補給金)	本市の区域内に主たる事業所又は営業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、創業後5年未満の者又は新たに事務所若しくは事業所を設置し創業しようとする者で、市税を完納している者	保証協会所定料率 (限度額10万円)	全保証期間	融資実行後、借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付	
四日市市	四日市市中小企業振興資金 (一般融資)	三重県信用保証協会	0.80%	全保証期間	毎年4月1日～3月31日の利用実績に基づき、保証協会からの申請により交付	
	四日市市中小企業振興資金 (新型コロナウイルス対応融資)		1.00%			
	四日市市環境改善設備資金		0.30%			
	四日市市独立開業資金		0.30% (産業競争力強化法による認定特定創業支援事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては0.60%)			
伊勢市	三重県創業・再挑戦アシスト資金	伊勢市内で創業もしくは創業しようとしている事業者で、平成25年4月1日から平成29年3月31までに左の資金の融資を受けた者	保証協会所定料率 (100%)	全保証期間	前年の1月1日から12月31までに償還した融資(貸付条件の指定期日までに償還したものに限る)に係る保証料を補助対象とする。申請に基づき一括して交付する。	
松阪市	三重県小規模事業資金	三重県信用保証協会の保証を得て左の資金の融資を受けた者のうち、市内に主たる事業所又は営業所を有し、市税を滞納していないもの。	保証協会所定料率 (上限25万円)	全保証期間	融資が実行された日から起算して1年以内に実績報告書を添え交付申請を行う。 その後、補助の可否を決定し一括して交付する。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	県保証協会の保証を得て、左記の資金の融資を受けた者のうち、融資実行時及び補給金申請時において、市内に主たる事業所を有し、または設置しようとする者。 (但し、市税等を完納していること)	保証協会所定料率 (上限10万円)			
鈴鹿市	三重県小規模事業資金	三重県信用保証協会の保証を得て左の資金の融資を受けた者であって、市内に主たる事業所又は営業所を有し、市税を滞納していないもの。	保証協会所定料率	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	次のいずれにも該当する者 (1)三重県信用保証協会の保証を得て左の資金の融資を受けた者 (2)市内に主たる事業所若しくは営業所を有し、又は設置しようとする者 (3)市税を滞納していない者 (4)創業前又は創業後1年以内に融資を受けた者	保証協会所定料率 (限度額: 10万円)			

2. 信用保証料補助制度

R6. 4現在

市町名	保証料補助の対象制度名 (保証料補助制度名)	保証料補助の対象者	補助する保証料率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
名張市	三重県小規模事業資金 ※借換えは対象外	左の資金の融資を受けた者で、市内に主たる事業所または営業所を有し、市内で1年以上同事業を営み、かつ市税を完納している者。	保証協会所定料率 (上限額: 68,750円)	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後、一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	左の資金の融資を受けた者で、市内に主たる事業所または営業所を有し、または設置しようとする者で、かつ市税を完納している者。				
尾鷲市	三重県小規模事業資金及び小規模借換資金	三重県信用保証協会の審査を得て、左の資金の融資を受けた市内の中小企業者	保証協会所定料率 (上限50万円)	全保証期間	毎月1月から12までの借受人からの申請により、申請翌年度に一括交付	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	以下の要件を全て満たしている者 ・平成29年4月1日以降に、三重県信用保証協会の審査を得て、左の資金の融資を受けた者であること ・市内に住所を有すること ・市税を滞納していないこと ・市内に主たる事業所を有し、又は設置しようとする者であること	保証協会所定料率 (上限10万円)		創業者(融資が行われた日から3ヶ月以内)からの申請により、随時交付	
亀山市	三重県小規模事業資金	次のいずれにも該当する小規模事業者 (1)三重県が定める小規模事業資金金融資本要綱に基づく融資(以下「融資」という。)を受けた者 (2)融資について三重県信用保証協会の保証を受けた者 (3)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (4)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	保証協会所定料率	全保証期間	当該融資に係る貸付期間内に、借受人からの申請書の提出により、内容を審査後、全保証期間分に対する補助額を一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	次のいずれにも該当する者 (1)三重県が定める創業・再挑戦アシスト資金金融資本要綱に基づく融資(以下「融資」という。)を受けた者 (2)融資について三重県信用保証協会の保証を受けた者 (3)市内に主たる事業所を有し、又は事業所もしくは事務所を設置しようとする者 (4)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	保証協会所定料率 (15万円を限度とする)		当該融資が実行された後3ヶ月以内に、借受人からの申請書の提出により、内容を審査後、全保証期間分に対する補助額(上限15万円)を一括して交付。	
鳥羽市	三重県小規模事業資金 (鳥羽市小規模事業資金保証料補給補助金)	三重県小規模事業資金金融資本要綱に基づき、協会の審査を得て融資を受けた者	保証協会所定料率	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (鳥羽市創業・再挑戦アシスト資金保証料補給補助金)	以下のすべてを満たすかた (1)三重県創業・再挑戦アシスト資金要綱に基づき、「創業扱い」、「再挑戦扱い」または「商工会・商工会議所斡旋扱い」として協会の審査を得て融資を受けたかた (2)市内にお住まいのかた (3)市内に主たる事務所を既に有しているか、設置予定のかた			前年に償還した元金の割合に応じて1月末までの借受人からの申請に対して交付。	
		【若者枠】 左のいずれかの融資を受けた、市内で創業もしくは創業しようとしている20歳以上45歳未満の若者で、市税等を完納している者。(対象融資資金上限は500万円まで、うち運転資金は設備資金を下回る場合のみ200万円まで・償還期間2年以上)				

2. 信用保証料補助制度

R6. 4現在

市町名	保証料補助の対象制度名 (保証料補助制度名)	保証料補助の対象者	補助する保証料率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
熊野市	・三重県創業・再挑戦アシスト資金 ・三重県信用保証協会の保証付き融資 (熊野市創業支援融資助成事業費補助金)	【女性枠】 左のいずれかの融資を受けた、市内で創業もしくは創業しようとしている20歳以上55歳未満の女性で、市税等を完納している者。(対象融資資金上限は500万円まで、うち運転資金は設備資金を下回る場合のみ200万円まで・償還期間2年以上)	保証協会所定料率 (上限額10万円)	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	若者枠及び女性枠については、融資助成もあり (対象融資資金の4%、上限額は20万円)
		【創業・再挑戦アシスト資金枠】 三重県創業・再挑戦アシスト資金融資を受けた、市内で創業もしくは創業しようとしている20歳以上55歳未満の者で、市税等を完納している者。(対象資金は設備資金のみ・償還期間2年以上)	保証協会所定料率 (上限額20万円)			
いなべ市	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (新規創業者資金借入保証料補助金)	市内に居住し、左の資金を活用して新規創業する者で、いなべ市商工会への加入を予定している者	保証料支払い総額の1／3以内 (いなべ市商工会からも同様の補助)	3年以内	いなべ市商工会からの申請により交付。	
志摩市	創業・再挑戦アシスト資金	以下に該当する者 1.令和5年4月1日以降に左の資金に係る融資を受けた者 2.市内に主たる事業所を有し創業後5年未満の者、または、設置し創業しようとする者 3.個人にあっては市内に住所を有すること 4.市税に滞納がないこと	全額 (上限10万円)	全保証期間	借受人から融資実行後3か月以内の申請により、一括して交付。	
伊賀市	三重県小規模事業資金 (小規模事業資金融資制度保証料補助金)	昨年度中に三重県小規模事業資金融資制度または三重県創業・再挑戦アシスト資金融資制度で貸付実行を受けた、市内に主たる事業所を有し市税を完納している中小企業者。	保証料相当額 上限15万円	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	令和7年度より、保証料率を保証料相当額の2分の1(100円未満切り捨て)に変更
	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (小規模事業資金融資制度保証料補助金)		保証料相当額 上限10万円			
東員町	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (東員町創業・再挑戦アシスト資金保証料補給助成要綱)	本町の区域内に主たる事業所又は営業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、創業後5年未満の者又は新たに事務所若しくは事業所を設置し創業しようとする者で、市税を完納している者	保証協会所定料率 (限度額10万円)	全保証期間	創業者(融資が行われた日から3か月以内)からの申請により、交付	
菰野町	三重県小規模事業資金及び小規模借換資金 (菰野町中小企業融資制度に係る保証料補給)	県信用保証協会の保証を得て、左の資金の貸付が実行された中小企業者で、町内に主たる事業所を有し、町税等を完納している者	0.70%以内	全保証期間	指定金融機関より貸付実行後、借受者からの申請により一括して交付。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (菰野町創業・再挑戦アシスト資金融資制度に係る保証料補給)		保証協会所定料率			

2. 信用保証料補助制度

R6. 4現在

市町名	保証料補助の対象制度名 (保証料補助制度名)	保証料補助の対象者	補助する保証料率	保証料補助対象期間	保証料補助の方法	備考
	セーフティネット保証4号に関する融資 セーフティネット保証5号に関する融資 (菰野町新型コロナウイルス関連保証料補給金)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施された、以下の融資資金を利用した中小企業者。 (1)セーフティネット保証4号に関する融資 (2)セーフティネット保証5号に関する融資	(1)0.20%以内 (2)0.24%以内			
朝日町	三重県小規模事業資金 (朝日町小規模事業資金融資制度保証料補給)	町内に主たる事業所を有し、「三重県小規模事業資金融資要綱」に基づき融資を受けた者で、町税等を完納している者	0.70%以内	全保証期間	借受人が朝明商工会を経て申請し、その内容を審査し、一括して交付。	
川越町	三重県小規模事業資金 (川越町小規模事業資金融資制度保証料補給)	三重県小規模事業資金融資要綱に基づき貸付が実行されており、町内に住所または主たる事業所を有し、町税等を完納しているもの。	0.70%以内	全保証期間	借受人が朝明商工会を経て申請し、その内容を審査し、一括して交付。	
明和町	三重県小規模事業資金 三重県創業・再挑戦アシスト資金 (明和町小規模事業資金等保証料補給金)	三重県信用保証協会の保証を得て左記融資を受けた者で、次の要件を全て満たす者 ①町内に主たる事業所を有している(設置することが確実な場合を含む) ②町税を完納している(非課税の場合を含む) ③明和町商工会に加入している(加入することが確実な場合を含む) ④明和町商工会の斡旋を受けていること	保証料相当額 (予算の範囲内で20万円上限)	全保証期間	借受人が明和町商工会を経由して申請し、その内容を審査して交付。	
紀北町	三重県創業・再挑戦アシスト資金 (紀北町創業支援事業保証料補助制度)	以下の要件を全て満たしている者 ・三重県信用保証協会の審査を得て、左の資金の融資を受けた者であること ・町内に住所を有すること ・町税を滞納していないこと ・町内に主たる事業所を有し、又は設置しようとするもの	保証協会所定料率の1／2 (上限16万5千円)	全保証期間	借受人からの申請により、保証料完納後一括して交付。	